

総合科学技術会議
第 6 9 回評価専門調査会議事概要（案）

日 時：平成 1 9 年 1 1 月 5 日（月） 1 6：1 0～1 8：2 6
場 所：中央合同庁舎 4 号館 共用第 4 特別会議室（4 階）

出席者：奥村会長、相澤議員、原山議員
伊澤委員、笠見委員、久保田委員、小林委員、齊藤委員、
榊原委員、田淵委員、手柴委員、中西委員、古川委員、本田委員、
宮崎委員

欠席者：薬師寺議員、本庶議員、庄山議員、郷議員、金澤議員
青木委員、垣添委員、加藤委員、北澤委員、小舘委員、陽委員

事務局：岩橋審議官、大江田審議官、天野参事官他、

- 議事：1. 開 会
2. 評価専門調査会（第 6 8 回）議事概要（案）について
3. 平成 1 9 年度における大規模研究開発の事前評価について（議事 1）
（1）「地域イノベーション協創プログラム」に係る事前評価について
（2）「イノベーション創出基礎的研究推進事業」に係る事前評価
について
（3）「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」に係る
事前評価について
4. その他
5. 閉 会

（配布資料）

- 資料 1 評価専門調査会（第 6 8 回）議事概要（案）について
資料 2 「地域イノベーション協創プログラム」評価報告書（原案）
資料 3 「イノベーション創出基礎的研究推進事業」評価報告書（原案）
資料 4 「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」評価報告書
（原案）

（机上資料）

- 国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成 1 7 年 3 月 2 9 日）
○ 科学技術基本計画（平成 1 8 年 3 月 2 8 日）
○ 分野別推進戦略（平成 1 8 年 3 月 2 8 日）

- 競争的資金の拡充と制度改革の推進について
(平成19年6月14日)
- 「地域イノベーション協創プログラム」評価検討会 経済産業省説明資料
(平成19年10月10日、26日)
- 「イノベーション創出基礎的研究推進事業」及び「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」評価検討会 農林水産省説明資料
(平成19年10月11日、23日)

議事概要：

【奥村会長】ただいまから第69回評価専門調査会を開かせていただきます。本日ご審議いただきたい事項は、議題としては1件でございます。大規模研究開発の事前評価結果の案の議論をしていただきたいと思っております。それでは、会議を始める前に事務局より書類の資料の確認をさせていただきます。

<事務局から配付資料の確認が行われた。>

○評価専門調査会（第68回）の議事概要について

平成19年9月7日の評価専門調査会（第68回）の議事概要（案）について確認が行われ、承認された。

○平成19年度における大規模研究開発の事前評価について（議事1）

【奥村会長】本日は平成20年度、来年度から新たに実施される予定でございます。国費総額が300億円以上の大規模研究開発3件の評価について、前回の9月の当評価専門調査会において、総合科学技術会議自らが評価を行うこととし、その評価検討会を設置して調査・審議するということを決めさせていただきました。個別に申し上げますと、1つは経済産業省の「地域イノベーション協創プログラム」、農林水産省の「イノベーション創出基礎的研究推進事業」、また同じく農林水産省の「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」、これら3件でございます。

経済産業省の1件と農林水産省の2件について、それぞれ1つずつの評価検討会を設置いたしまして、10月中に各々2回のヒアリングを実施するなどして、その内容について調査・審議を行ってきたところでございます。

本日は、各評価検討会において取りまとめました評価報告書の原案について、

これからご審議いただきたいわけでございます。当評価専門調査会においては、それぞれの評価報告書（原案）についてご審議いただいた後、評価報告書（案）を作成いたしまして、その案を次回の総合科学技術会議本会議に提案してご審議いただき、決定することとなります。

そこで、本日の審議の進め方でございますけれども、各研究開発の評価検討会の座長をお務めいただいた先生方から報告書の原案について、約15分でご説明いただき、その後15分ほど先生方でご討議いただき、3課題終了後に全体を通して総合討議、あるいは調整等をしたいと考えております。

それでは議論の前に、これまでの各評価検討会の活動状況及び資料の概要について、最初に事務局からご説明申し上げます。

<事務局から資料2-4に基づき説明が行われた。>

【奥村会長】それでは、これから3つの案件について、個別に一つずつ進めさせていただきます。最初に経済産業省の「地域イノベーション協創プログラム」につきまして、評価検討会の座長を務めていただきました古川委員から評価報告書の原案についてご説明をお願いしたいと思います。古川先生、よろしくどうぞ。

<古川座長から、資料2に基づき、説明が行われた。>

【奥村会長】どうもありがとうございました。それでは、ただいまの評価検討会の報告及び報告書の原案につきまして、審議に移らせていただきたいと思っております。ご意見のある方ございましたらお知らせいただければと思っております。それでは、齊藤委員。

【齊藤委員】大変重要な事業だと思いますが、何かもう一つ地域発で、地域というふうに限定する必然性というのが——ほかの周辺の状況からはあるのですが、この文面を見ると、もう一つ私には見えてこないような気がします。

それにしても、地域活性化に関するいろいろな施策があるというふうには6ページの①のところに書いてございますが、そのリストアップはできているのでしょうか。もう少し工夫すると具体的になってくるような感じがします。リストアップするのは意外に難しいと思いますが、内閣府ならできるだろうと思いますが。なかなか難しいことではないかと思いますが、ぜひリストアップをして、それぞれの事業がどのような施策について、どのような狙いになっていて、本取り組みがどのようにそれらと違う特徴を出せるのかということがわかるともう一つ改善するような気がいたします。

とりあえず、いろいろ難しいことはあるだろうと思いますが、全体がどのようになっているのかということが資料になっていれば教えていただきたいと思っています。

【奥村会長】座長、古川委員。

【古川委員】ありがとうございます。今と全く同一というか、ほぼ類似のご意見は笠見委員を中心にしてご議論をいただいております。要するに、国全体として、このようなプロジェクト・プログラムがどういう位置づけになっているか。例えば、この場合ですと、このプロジェクト・プログラムによって、地域がどのぐらい活性化されるかといっても、他のプログラムとの関連性が相互にわかっていないと連携・支援の仕方がないのではないかというご指摘でございます。これにつきましては、ここの本文の中にその内容を加えるということができませんので、こういうことについては別途内閣府の方できちんと整理してまとめるということで処理をしております。

【齊藤委員】この中が内閣府にそうせよというふうに指示した文章になっているということですね。何かそこが読み取れなかったのですが。

【古川委員】私の理解では、その辺についてはこの評価検討会があくまでも特定の課題についての評価結果を行うのであって、国全体のプログラムがどうなっているかというところまで言及するところではないので、それは総合科学技術会議の方に最終的には取りまとめいただくということにさせていただいております。

【齊藤委員】その旨がここに書いてあればいいのです。取りまとめは総合科学技術会議がしなさいというふうにここに書いてあればいいのです。ところが、書いていないというように思うのですが。

【奥村会長】それでは、私の方からお答えさせていただきますが、今のご指摘は座長からも説明がございましたように、評価検討会で笠見委員の方からご指摘がありました。現在総合科学技術会議で、どういう事業を今全体で行っているのか、主に文部科学省と経済産業省が地域イノベーションに関して進めてきてございますけれども、その全貌は把握しているわけがございます。さらに今回、特に笠見委員からご提案のあった指摘については、総合科学技術会議の方でさらにきちんと受けとめていくということをお答え申し上げております。現在、総合科学技術会議の方でも、地域イノベーションは極めて重要であるという認識のもとに立っており、さらなる機能強化を検討している段階でございます。そういった中に、今回のご指摘いただいた意見を反映させていくという受けとめ方をさせていただいているところでございます。

【齊藤委員】やはり報告書にはそういうふうに、その旨を書いておいた方がいいのではないのでしょうか。今、奥村会長がおっしゃったのは十分だと思いま

すが、この旨がここに書いてあれば、非常に明確であると。

【奥村会長】形式論で恐縮なのですが、今現在、評価原案で行っていただくのは、先ほど座長からありましたように、このプログラムに関してのことですので、ただいま私が申し上げましたように、ですから私の発言は議事録に残りませんということで、私どもの方で受けとめさせていただくという形にさせていただけないでしょうかということでございます。

【齊藤委員】結構でございます。ありがとうございます。

【奥村会長】ありがとうございます。それでは、その他のご意見はございますでしょうか。笠見委員。

【笠見委員】地方の活性化というのは非常に重要なだけけれども、大学と特に中小企業とのニーズと応用のマッチングというのはそう簡単ではないので、これは本当に真剣にやっていただきたいと思っています。昔からやっているのだけれども必ずしもうまくいっていない。だから、そういう反省の上に立って、そのところは突破できるようにぜひやってほしい、こういう気がしております。

そういう面で、今回、委託金ではなくて、補助金になるということは、参加する企業が相当なリーダーシップをとりながら、本当に自分たちのためになるという視点で事業をやっていかないとだめなのです。基本的には補助金がいいと私は思っていますけれども、それで本当に応募して力がある、自分たちが引っ張っていくのだと、こういう気概でぜひやっていただきたいということを期待しています。これから日本にとって地域の活性化、それと大学とのリンケージというのは最大の課題なので、何か議事録を読まないといけないというのではなくて、大きく結論的にそういうことの要望はこの専門調査会としてあったのだということを明確にさせていただきたいと思います。

【奥村会長】わかりました。それでは、どうぞ。

【原山議員】先ほどの齊藤先生のお話なのですけれども、7ページのところに少しだけ言及している部分があって、そこで経済産業省は、リファラーとして、「地域科学技術クラスター連携群等との」という言葉が入っているわけなのです。これは、1つは、現状として地域科学技術クラスター連携群がどのようなことになっているのかということ、まず総合科学技術会議としてチェックしなくてはならないと。その中では複数のクラスター、地域科学技術に関連する施策に関して、どのようなものがあるか、どのように連携しているか、それを踏まえた上でこのプログラムというものを走らせてくださいと言っているわけであって、その前提としてクラスターの連携群というのがどうなっているのかと、まず自己評価しなくてはならないというのが私の認識であります。

【奥村会長】榊原委員。

【榊原委員】全くマイナーな、本質的な問題ではないのですが、評価結果の冒頭の文章がグローバル化による国際競争力の激化となっていますが、競争の激化であって競争力の激化ではないと思いますので、修正をお願いします。

【奥村会長】ありがとうございます。

【宮崎委員】このプログラムの8割ぐらいはイノベーション創出研究開発事業ですよね。イノベーションを起こすための研究開発というのは非常に重要なのですけれども、評価検討会ではBとDとEに注目し、重点を置いたということでしたが、科学技術上の意義である、Aを考慮しなかった理由というのを知りたいのが一点。

それからもう一点は6ページ目の上の部分の、研究開発終了後の事業化計画を明示させ、その実施を国がフォローすることと書いてありますけれども、その事業化した後の実施を国がどのようにフォローするのか。本当にそこまで国がフォローしなければならないのかという点です。

それから、7ページの研究開発終了後の事業化支援が円滑に行われるよう事業化関連の施策との相互連携の点なのですけれども、例えばベンチャー育成制度、そういうのも——例えば、仮にベンチャー育成としましたら、どういうふうにそこの連携・協力を強化するのでしょうか。その3点です。

【奥村会長】お願いします。どうぞ。

【古川委員】まず4ページ目の調査・検討項目であります。まずAを無視しているというわけではなくて、B、D、Eに重きを置いているということがあります。そして、科学技術上の意義を言及するのは先ほど申し上げましたように、1件1億円以下の個別のプロジェクトについて、それぞれについてこれから申請があるわけですから、それぞれについて科学技術上の意義を言及するわけにはいきませんので、全体としてはこのプログラムの中での科学技術上の意義という意味では検討しております。

それから、6ページ目のところでありますが、事業化計画を明示させて、その実施を国がフォローするということではありますが、例えば現行の地域新生コンソーシアム等におきましても、終了後、終了までは実用化・研究の成果を出すわけですが、その後、事業として特定の参加した企業ごとのビジネス項目としてどういうふうになっているかということにつきましては、主体管理母体であります経済産業省がその後のフォローアップ調査をしておりますので、そういうようなことをフォローというふうに申し上げております。

そして、7ページ目のところの2項の前のところではありますが、研究開発終了後の事業化支援がより円滑に行われるようにということではありますが、これは研究開発事業が終了した後に、ベンチャー企業が参加して、ベンチャーがビジネス化する場合と、それから既に企業体がある中で、それが新しい技術課題

を研究している場合ではケースが分かれるわけではありますが、いずれにしても経済産業省を中心としていろいろな支援事業がありますし、上に書きましたようなその後のファンド、あるいは税制等々が準備されておりますので、そういうものを参加企業等に十分に周知徹底させることによって、事業化をスムーズにする、そういう趣旨であります。

【奥村会長】よろしゅうございますか。

【宮崎委員】わかりました。

【奥村会長】そのほかのご意見、ご指摘等はございますでしょうか。齊藤委員。

【齊藤委員】これも榊原委員が先ほどご指摘になった同じペーパーで同じような趣旨ですが、5ページの下から5行目、「企業への研究開発相談」、企業が研究開発相談を受けるような感じ、そうじゃないですね。これは、「企業からの」ですね。だから、もし企業へのというのだったら、その後の研究開発相談の企業へのワンストップサービスの提供ならいいですが、入れる場所がここならば、「からの」にしなくてはいけないですね。

【奥村会長】いかがですか、座長。

【古川委員】ここの文章全体を読むと確かに先生のご指摘のように、研究相談を受けるのは企業から来るわけですから「企業から」でいいと思います。

【奥村会長】では、ここはそのように修正させていただきます。他にご意見、ご指摘はございますでしょうか。それでは、大方ご意見いただいたかと思しますので、先ほどご指摘のありました表現等、修正をして、ここの評価専門調査会の案ということに本件についてはさせていただきますと思います。

ありがとうございます。

【奥村会長】それでは、引き続きまして農林水産省の2件でございます。「イノベーション創出基礎的研究推進事業」及び「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」について、この2つの施策案につきましては、手柴委員に座長をお願いして原案を取りまとめていただいたわけでございます。2件ございますが、1件ずつご報告・ご検討をいただきたいと思っております。それでは、手柴委員、資料3でご説明をお願いしたいと思います。

<手柴座長から、資料3に基づき、説明が行われた。>

【奥村会長】どうもありがとうございました。それでは、本件につきまして、ご意見・ご指摘等ございましたら。本田委員。

【本田委員】机上資料の第1回評価検討会資料の11ページを見ますと、技術シーズ開発型から発展型へという矢印になっていますね。全体は8年のプロジ

エクトということですがけれども、この絵を見ますと、技術シーズ開発型で5年間、そして発展型のところで3年間というふうにシリーズに繋がっていくと、こういうふうに見えるわけです。技術シーズ開発のところは、文章にありますように技術シーズを開発する基礎研究、この中で芽としていいものについては発展させて応用展開させると。そしてそれがよくなれば、次に実用化に繋げていくという流れというふうに読めるわけです。ところがこの本文、原案のところ、5ページの評価結果の2行目からまいりますと、技術シーズの開発と、これらの研究開発を担う若手研究者やベンチャーを育成することを目的として、応用段階の研究をするとなるわけです。基礎・応用段階ですから。これは技術シーズの開発のために応用段階をしているのではないのではないかなと。この文章と第1回評価検討会資料の11ページの絵とのつながりは、少しおかしいのではないかなというふうに思うのですけれども。

本文の5ページは、技術シーズの開発と、これらの研究開発を担う若手研究者やベンチャーを育成することを目的として、応用段階の研究を推進するということなのですね。基礎・応用ですから。ところが、シーズの開発というのは、あくまでも基礎研究のところでのシーズの開発とあって、そこで芽が出てきたものに対して発展型で応用研究をするというのが机上資料の11ページの絵じゃないかなと。それの方がなるほどという納得するところなのですから、そうすると、5ページの文章は少しおかしいのではないかなということですが。

【奥村会長】何か表現で具体的なご提案いただけますか。本田委員。

【本田委員】これは11ページのところからいきましても、技術シーズの開発と云々ですね。目的として基礎研究を推進するものであり、基礎研究の中で萌芽的可能性のあるものについては、次の発展型として応用研究を進めていくと、そういうようなことじゃないかなと思うのですけれども。

【手柴委員】先生のご指摘のとおりでございます、確かに、基礎・応用段階という誤解を受ける表現かとは思いますが。

【齊藤委員】今の点で、確かに11ページの絵は技術シーズ開発をして、それでそれを発展させるというふうにこの絵は確かに書いてありますよね。この絵に無理があるのではないかと。要するに、発展型の中で、実は別の資金でやったのを発展させたいというのもあるでしょうし、いろいろなケースがあるでしょう。技術シーズが出ていったら発展させるのに別なお金が、企業が来たからこのお金は要らないというのもあるでしょうね。ですから、全部これが技術シーズをつけて、それでそれを発展させるというふうに、この11ページの絵の方が限定的に書き過ぎであって、もう少し、2つの段階があるのはそのとおりなので、それがリニアに繋がらなければいけないというふうに、この絵が。絵はどういうつもりで書いたか知らないけれども、それはちょっと。8年間もリ

ニアに繋げると、それしかないというのはむしろ不自然なので、そのところ、フレキシブルに扱えるようにしておかないと、後でとても困るかと思います。つまり、発展型をやろうとしたら、このお金で技術シーズができたものしか受けつけられないなんていうのもとても困ったことですよね。そのところはフレキシブルに扱うように、11ページの絵がおかしいと。本文の方が私はいいと思います。

【笠見委員】11ページの絵はそうなのだけれども、発展型の下を見ると、他の研究制度で開発された技術シーズも実用化するのだと。パラレルなというぐあいに文章の方が書いてある。

【齊藤委員】だから、11ページの絵はそういうふうに思えばいいのではないですか。5ページの文章は。

【手柴委員】今私もお説明申し上げようと思ったのですが、笠見委員がおっしゃってくださったように、他の研究制度で開発されたということは、ここは随分議論になりました。文部科学省の科研費等での成果が出たものですね。それが農林水産・食品分野で使えると、実用化はもう目の前に近いというようなことを、ここに積極的に応募していただく。必ずしも技術シーズ開発型、これを経なければいけないということではありませんので、私が受けている説明は発展型、このところにもう既にこんなシーズ、種があるからここに応募したいということを含んでいくのだというふうに聞いています。それから、技術シーズ開発型、それが全てリニアにいくと、そうあればいいのかもしれませんが、そのうちから進むものをぜひ出したいということが説明として受けております。

【奥村会長】ただいまの解釈で本田委員いかがですか。

【本田委員】今の言っていることと私の言っていることは合っていないのですけれども。要するに「技術シーズの開発」という開発、技術シーズを開発するのであれば、それは基礎研究であろうと。技術シーズを開発するのに応用研究ではないだろうということですね。だから、今おっしゃっている中でこういう技術シーズがあると。だからそれを発展したいのは技術シーズの開発なのですね。もう既に技術シーズがあるわけですよね。それとまた話が違うことですね。

まず1点、そこが違うということと、もう一点、これはこのプロジェクトとして技術シーズの開発、それができたものを発展型にするというところにお金をつけていこうというプロジェクトであれば、それはそういうプロジェクトであるわけです。それがいいか悪いかと議論するのであれば、今のように議論すればいいと思うのですけれども、ただ形として技術シーズ開発型から出てきたものではなくて、文書にありますように他の研究制度で開発されたというものもあるわけですから、これもあるわけですね。しかし、それはあくまでも技術シ

ーズ開発のための応用研究じゃないわけですね。ということを行っているのですけれども。

【奥村会長】本件につきましては、座長を中心に表現について修正を検討させていただくということによろしゅうございますか。

【手柴委員】若干補足いたしますと、この事業の中で今までどちらかという技術シーズ開発、種を探すと、あるいは種を見つけるというところで終わっていて、それらの中からさらに事業化等までいかなかったという反省の中で、一つのプロジェクトの中でシーズが出たら、それが繋がるような場も用意しておきたいというのが発展型という枠組みをつくったというふうに聞いております。今会長からもご指摘ありましたので、また会長とも相談して文章等は見直します。

【奥村会長】ありがとうございました。ほかの点につきまして、古川委員。

【古川委員】大変難しいところがあると思うのですが、根本的な変更を伴うような留意事項があるように感じるのです。その場合に留意事項に対して根本的に変えるのか変えないのかということはどうするのかということが不明確なように思うのです。というのは、一つは審査委員の構成を変えなさいと言っていますね。もう一つは基本的には公募型であるのだけれども、重点分野をきちんと示しなさいと言っています。それからもう一つは事前評価の体制を整えなさい。主にこの3つは根本的な変更にあたると思うのですが、この根本的な変更を受けなければ承認しないとなっているのですね。根本的な変更を行った上で推進すべきである。という、この根本的な変更というのは相当大変なことになるように私は懸念するのですが、この辺は今後どのように扱っていくのでしょうか。

【奥村会長】最初に、座長お願いします。

【手柴委員】補足がありましたら会長から補足していただきますけれども、この評価結果の①農林水産という指摘事項の前2行。「なお、本事業の効果的・効率的な推進を図る観点から、以下の事項に取り組みつつ事業を推進すべきである。」という表現に最終的にさせていただきました。これを完全に実施して、それを見極めた上で承認するというものではありませんで、指摘事項について、取り組みつつやっていただきたい。そういう意図です。

【奥村会長】その上の文章のご説明は、座長。「本事業は」のところからはご説明はよろしいのでしょうか。今の5ページ目の。今の古川委員のご質問にも関係する部分だと思いますけれども。なお書きの前のところですね。

【手柴委員】「本事業は、この新たな審査・評価体制を構築した上で」ということでありますので、審査・評価体制についてはこれを見極めてということであり、実施前にやってください、というある意味で強制力を持ったと

いいですか、強い意見であります。

【古川委員】実施前にやられるということは、机上資料でいいますと、例えば2カ所出ていますけれども、12ページに研究課題の評価の流れ、事前評価のところにあります、ここの一次審査、二次審査のところ、先の選考評価委員の中というさきが左側の委員だと思うのです。技術会議委員だとか、外部有識者構成。この委員の構成をまず変えなさいということが前提ですということが一つなのですね、確認することは。それから、評価をすることも変えなさい。2番目に申し上げた点で、留意事項は必ずしなければいけないというわけではないという理解ですね。要するに研究開発を推進すべき重点分野はこういう分野ですよといった、本当は示してほしいけれども示さなくてもよいと。それから事前評価はしてほしいけれどもしなくてもよいというふうに判断してよろしいのですか。

【手柴委員】おっしゃるとおり、審査評価体制については新たに構築して、それでその他に関してぜひ指摘事項を尊重してやっていただきたいと、しなくてもよいと言われると問題なのですが。

【齊藤委員】指摘事項については、実施しながらやればよいということですよ。

【手柴委員】というのは実際に農林水産省と議論させていただきましたが、すぐ実施できるものとそうでないもの。例えば審査の先生方の構成とかそういうことは事前評価、この制度自身の評価等のところでやっていけるものと思えますし、必ずしも平成20年度の公募が始まる前に約束できないというものもございまして、そういう意味で最終的に「以下の事項に取り組みつつ事業を推進すべきである」という表現にさせていただきました。

【奥村会長】文言の理解の確認をさせていただきたいのですけれども、今ご説明があった本事業は以下の部分、「本事業は、この新たな審査・評価体制を構築した上で実施すべきであると」というのは、本事業を始めるに当たっては、審査・評価体制の構築が前提である、そういう理解ですね。それができた後、実施するという段階になったときに、以下3点の取り組むべき課題、これを運営しつつ同時並行的にこの課題について、課題解決を図りなさいと、そういう文案であるという理解でよろしゅうございますね。

【手柴委員】会長の整理されたとおりで。

【奥村会長】あとほかにご意見、小林先生。

【小林委員】今のところは私もすごく重要なところだと思っていて、競争的な資金の形で採択を決定して育てていくというところで、採択審査、中間評価、事後評価で構成メンバーというところは、もう少し中身を明確に書いた方がよろしいのではないかというふうに思うのです。特に中間評価の部分はどの

程度の重みを持っているのか。中間評価はそれほど進捗状況を広範な公正な視点から評価して研究が十分に進めるように促進するようになるという位置づけかと思うのですけれども、事前評価、中間評価、事後評価の実施体制、そして実施の観点ということについては、もう少し具体的に書かれた方が、これは前提的なことだと思うので、よろしいのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

【奥村会長】座長、ただいまのご質問に対していかがでございましょうか。

【手柴委員】今ご指摘の点については全部議論になったのですけれども、只今のご意見のようなことを入れて、2の制度評価の実施と制度改善への活用についてということで表現させていただいたつもりでありますし、前の方「はじめに」に、評価結果の前段の方に個別課題の採択審査、中間評価、事後評価を実施する体制については農林水産関係分野の研究者のみならず、広範な分野の専門家の登用な産業界の人材活用等によりということ、ここはかなり具体的に書き込んだつもりであります。

【奥村会長】小林先生、いかがでしょうか。

【小林委員】ここで中間、構成メンバーについては了解しましたが、採択審査、中間評価、事後評価を実施する体制について非常に包括的に書かれているということなのです、私の視点からすると。ですので、この研究を推進して国家的な利益に繋げていくというために、推進する体制としては重みというのが事前審査と中間評価と事後評価というので違うのではないかということで、その部分はもう少し書き込んだ方がよろしいのではないかということです。

【手柴委員】6ページ目のここがわかりにくいところかと思いますが、農林水産省、②制度評価の実施と制度改善への活用について、農林水産省はその制度評価を独立行政法人農研機構の機関評価の中で実施することとしているということで、これは困ると。農林水産省には独立行政法人評価委員会というのがございまして、そこに農研機構含めて、あと4ないしは5研究独立行政法人の研究機関を評価する委員会がございまして、これもそういうふうにはなっていたのですけれども、そうではなくて、制度そのものということできちんと別個評価してほしいということを書いたつもりです。ですから、かなり私どもはこの制度評価、あるいは体制評価が重要で、いわゆる機関評価で終わるのではないと、終わってはいけないということで、わざわざ項目を改めて指摘したのは一部小林先生がご指摘のようなところを書き込んだつもりです。

【奥村会長】田渕委員。

【田渕委員】まさにその部分、②のところですが、最初の1パラグラフのところ、5行ありますけれども、独立行政法人、要するに農研機構が実施する事業であることから、府省が実施する政策評価の対象とはならないと書い

てあるのですが、私は総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に入っています。その中の認識からすると、農林水産省が実施すると決めたものを執行機関である農研機構がきちんと実施しているかという構図になるのです。ですから、農研機構がやるから、府省が政策評価をやらないということはありません。ですので、ここの書き方というのは違うのではないかなというふうに思います。農林水産省として制度評価が必要だというのはまさにそのとおりで、農林水産省が実施する制度評価と独立行政法人の農研機構がやるものとはレベルが違いますので、農林水産省が一段上になります。農林水産省で政策を、恐らく事前評価をして、その中で事業が必要だということで実施が決まって、それが農研機構に来たのだと思うのです。そういう流れになるはずなので、そのあたり、ここの部分の書きぶりが何となく気になるところなのですが、その辺はいかがでしょうか。

【奥村会長】手柴座長、いかがでしょうか。

【手柴委員】先ほど申しました農林水産省の独立行政法人評価委員会は、農研機構とあと4つぐらいの研究機関の評価を、それぞれ分科会を用いて毎年評価するということになっております。農研機構の中に生研センターがございまして、農研機構の中には実は農研機構だけの研究機関、実施機関も持っております。7つ、8つの研究機関がございます。それとあわせて生研センターもその一つとして評価するというような体制になっていると思います。それでは困ると。これは制度としての評価をやってほしいという意味で、農研機構の機関評価の中で実施するというのではなくて、これ自身の制度評価をやってほしいということをご意見を入れて、こういう表現にしたのですが。若干わかりにくいかと思いますが。

【田淵委員】済みません。この制度評価は農林水産省がする制度評価ではなくて、農研機構に制度評価をしっかりとすることなのではないでしょうか。

【手柴委員】そうです。

【田淵委員】農林水産省は制度評価しない。全く評価しないのですか。主務省として実施すべきだと思うのですが、それはここには書かなくていいものなのではないでしょうか。農林水産省の中に独立行政法人評価委員会があるというのと、あと総務省にダブルチェック機能としてありますよね。その中にいる者として違和感を感じるのです。その上の政策のレベルで農林水産省としての政策のレベルで何のチェックも入らないというのは、これだけのものをかけて、それが運営費交付金だからということで全部そこに任せていいのかどうかという思いがあるのですが、いかがでしょうか。

【天野参事官】ご説明をさせていただきます。先生おっしゃるとおり、制度でございまして、府省が実施するという場合もあるのでございましょうけれど

も、運営費交付金による事業は実施府省との関係からいきますと、各府省が策定します中期目標をもとに独法が具体的な中期計画をつくって実施するという体系になっております。基本的にはその中で実施する。その評価は、結果評価が基本になっておりますので、実施状況がどうだったかを各府省の独法評価委員会を実施するということが前提になっているかと思えます。

【岩橋審議官】1点補足させていただきますが、今の流れは、政策評価は予算の項目ごとにやるようにということ、これは総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会だけではなくて経済財政諮問会議でも言われておりました、20年予算から政策評価の単位と一致させることになっております。したがって、行政側としては農研機構への運営費交付金、これが予算上の費目でございますので、これで評価をするということになります。したがって、今、天野参事官がご説明申し上げましたように、農研機構への運営費交付金の中でどういう事業をやるかというのは中期目標と中期計画の中で主務大臣が関与いたしますが、その中の競争的資金の制度の設計のところまでは独立行政法人通則法上の評価では求められていないと理解しております。

したがって、競争的資金ということで、この第2基本計画以来、総合科学技術会議としてこれを増やすという目的でやってきているものですので、独法通則制度とは別途の観点から、きちんと競争的資金の制度についても評価するというのをメカニズムに取り込んでいただきたいという指摘だというふうに私どもは理解しておるところでございます。

【奥村会長】よろしゅうございますか。古川委員。

【古川委員】6ページの②の上のパラグラフなのですが、よく読むと何をおっしゃりたいのなかなかわからないのです。特に、4行目の何々等から「事業におけるこれらの取り組みの趣旨を踏まえ」という、「これらの取り組み」というのはどれかというのなかなかわからなくて、それを理解したとしても、「実施期間や資金規模等の運用を弾力化し、採択率の向上や事業化を推進する。」、そうすると、資金規模の運用を弾力化すると採択率が向上するのですか。あるいは事業化が向上するのですか、ということになってしまって、何かおかしいことだと思うのです。しかも、事業化等を推進するというのは、国費でやる場合にはこのスキームでは対象ではないはずで、少なくとも実用化段階までというのは許されると思うのですが、特定の企業の事業化等を推進するというのはおかしいことになる。そういうことからすると、わかりにくいのですが、そのところを実施期間や資金規模等の運用を弾力化して推進すべきであるとかというふうに間を抜いてしまっているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

【奥村会長】今のご指摘に対して座長、いかがでしょうか。

【手柴委員】お答えいたします。ここに実施期間や資金規模の運用を弾力化しと書きましたのは、実はこの事業、先ほどご説明しましたように技術シーズ開発型、それから発展型と2つに分かれますし、技術シーズ開発型のところにも若手育成枠が設定されております。しかしながら、その期間、例えば若手育成期間3年間、それから研究費が2,000万から4,000万、あるいは技術シーズ開発型ですと研究費が2,000万から8,000万、5年間というようなことが書かれていますが、これについては多くの先生方からいろいろなご意見が出されました。ここに関してもう一度見直していただきたい、本当に若手の方が活性化されるような、あるいはそれが若手の方の採択率が上がることであれば、例えば意見として、研究費はもう少し低くていいのではないかと。例えば若手育成枠の中では3,000万から4,000万ということではなくて、もう少し資金規模を小さくしてもいいのではないか。あるいは短期間でというようなことを、固定的に考えられては困りますと。その辺を、本質的に競争的研究資金でありますので、目指すところを組み入れてという意味で実施期間や資金規模の運用を弾力化しというような以下の表現にいたしました。

【奥村会長】どう言いますか。先程のご指摘のあった採択率の向上や事業化等を抜きがたいと、こういうご指摘、ご意見だと理解してよろしゅうございますか。それとも今のご説明の趣旨ですと、要するにプロジェクト単位の資金なので、運用を弾力化して、総額の資金規模ではなくて、あるプロジェクトごとの資金規模を柔軟に考えなさいというのが今のご説明のご趣旨であったと思うのです。そこをそういうふうに変えて、採択率の向上とか、また事業化というのは確かにこのテーマで言葉づかいとしてはいかがかなというところがあるかもしれませんが、このところを他の文言に修正するなり、あるいは場合によってはデリートするというので、いかがでしょうか。趣旨と大分変わりますでしょうか、手柴座長。

【手柴委員】会長ご提案のように、先ほどもご指摘ありましたけれども、これらの取り組みがというのは何を指すかということ、若手枠とか、あるいは長期間時間がかかるということでもありますから、そこは前段にございますので、古川先生ご指摘のように採択率の向上や事業化等ということを割愛、そこを省略しても意味は通じると思います。

それから、資金規模という表現に関しては、確かに誤解も受けるところだと思っております。今考えていますのは、農林水産省の説明では、技術シーズ型だと7割ぐらいと、あるいはそれで発展型を3割ぐらいということでもありますけれども、8年の計画ですので、その辺は固定的に考えないで、ぜひ弾力性を持って推進してほしいということが皆さんのご意見です。

【奥村会長】 笠見委員。

【笠見委員】年間100億というのはすごく重い投入なのです。だから本当にこれできちんとしたイノベーションに繋がるのかという感じを強く持ちます。もちろん自由な研究をどんどんやっていって技術シーズを出してほしいのだけれども、技術シーズだって大体2,000万から8,000万で平均5,000万としてもかなりの数の課題をやるということですよ。それをどういう人たちが受けるのですか。大学なのか、公的研究機関なのか、民間なのか。それにもよるのだけれども、要はこれだけのお金を使ってイノベーションの種を生み出すという仕組みがこの制度の中にきちんとビルトインされているのかどうかというのがすごく心配なのだけれども、大丈夫ですか。

【手柴委員】まさに笠見委員がおっしゃるとおり、ぜひしっかりやっていただきたいということでありまして、例えば資料として出していただいたのですけれども、今までは生研センターが実施していたこれまでの事業で言いますと、公的な試験研究機関には配分として1.7%、平成19年度までですね。19年度で大学に55.7%、独立行政法人に23.3%、23.3%のうち、農林水産省所管の研究機関が18.7%、それから民間企業等について19.3%ということで、生研センターが行っていました前の事業、それに関しては大学が半分以上ということですよ。

【宮崎委員】6ページの上から6行目の研究分野を、将来展望される農林水産業とか食品産業の発展方向に関連付けた分野に重点していくことが重要であるという文章なのですけれども、食品業界の発展方向というのは、最も影響を与えるのは消費者のニーズだと思うのです。ですから、消費者のニーズがどのように変化しているかによって、食品産業の発展方向が随分影響されるわけです。例えば今の若い人たちはもうお米なんか余り食べないで、パスタとかパンとか食べているわけですね。ですから、そういうニーズを見た場合ではイネに関する研究を余りしていないのかとか、この文章を見るとそういうふうな印象を受けるわけです。ですから、それではなくて、例えば日本は他の先進国に比べて自給率がたった40%ぐらいしかないわけですよ。ですから、そういう本当に国家として、国が何百億円もかけるプロジェクトでしたら、本当に国としての問題解決につながるようなことを進めるべきではないかと思うのです。

それから、研究テーマの採択方法ですけれども、審査の基準では、例えばクローン技術ですとか、例えば虫がつかない農産物などの場合も人体に与える影響は明らかになっていないわけですし、クローン技術も倫理の面でいろいろ問題があるわけです。ですから、倫理の面の考慮が重要だというそういう文章、その審査とか採択のところに少し加えたらいいのではないのでしょうか。

【奥村会長】ただいまのご意見について、座長いかがでございますでしょうか。

【手柴委員】今のご意見に関して関連して申し上げますと、先ほどご説明いた

しましたように、実は食料・農業・農村基本計画というのが平成20年から27年、先ほど申し上げましたように今後重点的に取り組むべき課題や政策を明確にしております、5年後、そして10年後という姿、目標はきちんとその中で書かれております。この食料・農業・農村基本計画が策定されたこれに基づいて農林水産研究基本計画というのも同時に、平成17年3月に策定されております。そこにも5年後、10年後の目標、課題と同時に目標等もきちんと書かれております。先ほどご指摘いただいたような認識、課題等もそこに挙げられておまして、私個人的には基本的な計画がきちんとできているということでありますので、もちろん社会情勢とか国際情勢の環境変化にあわせるべきだと思いますが、猫の目行政、あるいは猫の目の研究計画にならないように、きちんとそれなりの労力を使ってできた基本計画でありますので、それを踏まえてやるのが重要だというふうに思っています。

【宮崎委員】2つ目の点は、2点目はいかがでしょう。

【手柴委員】2点目は、倫理等を入れるべきだと。

【宮崎委員】そうですね。

【奥村会長】ただいまの具体的な例えばクローンの問題をどうするかといったことについては、それぞれ農林水産省の提案しております中の個別の、例えば食の安全とかそういう個別のプロジェクト、個別のより具体的なプログラムの中で当然検討対象にすべきというか、することになると思われます。これは先ほど申し上げました、5ページ目に書いてありますように、そういったことをきちんと評価していただけるような審査評価体制をまずは構築してくださいというのはそういうことにも入ります。したがって、この文案の中に個別のプロジェクトに関わる技術要素を、プログラム全体を評価しているものですから、個別のプロジェクトなりの特定の技術要素をこの中に入れるということは、やや構成上難しいのではないかとこのように私は考えます。したがって、ただいまのようなご指摘は個別のプロジェクトの中で議論していただくべき課題ではないだろうかというふうに理解しておりますが、いかがでしょうか、先生。

【宮崎委員】その点はわかりました。しかしながら、さっき私から指摘したことと、お返事とはちょっと違うと思うのです。お返事の点で農業政策というかそういう計画があるというそういうことと、それからここに書いてある「食品産業の発展方向に関連付けた分野に重点化しておくことが重要である。」、その文章とはおっしゃっている意味が違うと思うのです。ですから、こういう文章をここに入れるのは、私はすごく幅の狭いことを重点化していくということを言っていますので問題だと思います。ジェネラルなことでしたら理解しています。

【手柴委員】それについてはお答えいたします。これは先ほど申しましたよう

に生研センターで行われる事業ですが、技術シーズ、種を探すところが主になっております。どちらかという、農林水産省の中では基礎研究に位置づけられるものでありまして、あとは多くの研究機関でプロジェクト研究としてやっております。先ほど、今までの事業で資源配分がどこに出されているか、笠見委員からもありましたけれども、例えば大学は55%とかそういうことをお話ししましたが、実は今までの事業に関しても、どこにどういう課題で資金が出されていたかということのリストをいただきました。そういう中には実は基礎的研究ということが重視されるために、本当に農林水産省の行政と方向が一致しているのかどうか。単なる基礎研究の基礎に終わっているのではないかというような課題が散見されました。そういうことを強調するために、あくまでも基礎研究とはいえ農林水産業、あるいは食品産業の発展とベクトルを合っていないといけないということで、こういう文章を入れたわけでありまして。

【奥村会長】いかがでしょうか。

【宮崎委員】食品産業の発展方向に関連付ける。先程も言いましたように、即市場に影響されますので、消費者のニーズとか。例えば最近では機能性食品ですとか、そういう食品なども随分伸びているわけです。ですから、ここで言っていると本当に幅の狭い意味にとらわれてしまうのではないかということ懸念しております。

【古川委員】私はそうとらえませんが、ここにきちんと「将来展望される発展方向」と書かれているのだから、それはマーケットニーズもあるでしょうし、倫理を考えたり、安全を考えたり、いろいろ多角的に考えた結果での最終的に決まる食の発展方向というふうに理解できますから、原文で十分私は理解しました。

【奥村会長】この表現について預かりとさせていただきたいのですが、よろしゅうございますか。それでは、そうさせていただきたいと思えます。

まだもう一件ございますので、本件につきましては、もう一度確認しますと、ただいまの表現と、それから冒頭5ページ目、基礎・応用段階の表現、ここも預かりとさせていただきたいと思えます。最後はご一任をさせていただきたいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

【奥村会長】もう一件、同じ農林水産省のプログラムがございますので、引き続きご審議いただきたいと思います。お手元の資料4でございます。それでは、引き続き手柴座長よりご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

<手柴座長から、資料4に基づき、説明が行われた。>

【奥村会長】 どうもありがとうございます。それでは、本件につきまして、またご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。古川委員。

【古川委員】 5ページの評価結果についてお伺いしたいのですが、このところで1パラグラフで従来の流れをおっしゃっていて、そして2パラグラフ、短い5行ですけれども、この5行は、1つは制度設計、事業運営の見直しを行った、それからあとはプログラムオフィサーを大幅に増員した。だから、予算規模の拡張をしたというのは何かおかしなシナリオになってしまうのではないのでしょうか。むしろ、その間にできたらもう一パラグラフ入れていただいて、先行した先端技術を活用した農林水産研究高度化事業というのがあって、それが農林水産政策上非常に多くの課題を実用的に解決してきた成果が非常に高く評価されるが、予算規模が少ないために、何かまだ不足である、だから予算規模を大きくしなければいけないというそういう必然性が見えないので、そういうパラグラフを足さないでよろしいのかどうかということを申し上げます。

【奥村会長】 いかがでしょうか。

【手柴委員】 お答えいたします。1つは総合科学技術会議から出された競争的資金制度の改革という答申に従って農林水産省としても競争的研究資金そのものを拡充したい。それは産学官連携をより推進するために、より独創的な、あるいは柔軟な発想を持った研究テーマを拾い上げていきたいというまさに競争的資金制度の改革に依じて出してきたところだと思うので、こういう表現にいたしました。机上資料で少しご説明しますと3ページ目、これが農林水産省の競争的資金制度の再編充実の基本的な考え方ということがございまして、先ほどのものなのですが、ここに今までの総合科学技術会議等で出された答申を踏まえて農林水産省としてこういうふうな観点で競争的資金制度を運用していきたいということがここに書かれております。

【原山議員】 評価結果の5ページの頭の部分というのは、ここは淡々と農林水産省が出してきたことを書くべきところなのです。ですので、ここはこの評価委員が勝手にインタープリテーションを書くべきではなくて、何を主張しているというのがあった上で、それに対して評価委員の方たちがこういうふうな見解であるとするべきなのです。ですので、確認したいのは「また」のところというのは、こういう論調でもって農林水産省が出してきたのでしょうかというお話だと思います。

【手柴委員】 ありがとうございます。先ほどご説明した机上ファイル。その前に2ページ目に現行の競争的資金制度の課題及び見直しの背景というのがござ

いまして、それから、それを受けて基本的な考え方というのを実は出しております。それは、まさに農林水産省が出してきた今回の事業に対することを書いたというふうに思っております。その補足説明が2ページから4にわたって書かれているというふうにご理解いただければと思います。

【奥村会長】ですから、それを踏まえた評価をここで行う、そういうことですね、委員のご指摘は。

【原山議員】それはPOの大幅な増員とか制度の見直しを資金規模の拡充というふうに論拠としているのであれば、それでいいわけなのです。それに対してコメントするべきなのです。それが弱いというコメントをすればいい話です。

【古川委員】私の疑念は、制度設計を変えた、それからプログラムオフィサーを入れた、それだけで予算が倍増になったというような表現、あるいは国民の理解があったらば、それは非常に困ることなのではないかということです。

【奥村会長】この表現、2パラグラフの最後の表現のところ、いかがいたしますか。手柴委員。

【手柴委員】一言申し上げます。こここのところの真ん中のパラグラフ、それで観点から資金規模の拡充を図ろうとするものであるということで、そういうふうにとられるかもしれませんが、基本的な考え方はその農林水産省の姿勢として農林水産政策上の課題の多様化や新たに対応すべき課題が増加する中で、それで幅広いシーズを活用して機動的な対応が可能だから競争的資金を使う。ただ、課題としては非常に多様化して対応すべきものが増えているということがあって、それがどういう資金でやるかというシーズを探す、あるいは機動的に動けるということで競争的資金という枠組みを使ったという考え方です。ですから、資金規模の拡充を図ったのは前提として多様化や対応すべき課題が非常に増加しているという背景があってです。

【奥村会長】ここは今のご発言ですと、明示的にお話に出ていないので、研究環境の整備促進の観点からとなつていますので、理由がこれになっているというのは古川委員のご指摘の点だろうと思うのです。座長の方がそういうふうにご理解されるのであれば一部文言を、もう一度農林水産省に確認して修正をするということで、ここは原山議員のご指摘のように本来農林水産省の制度の説明をするところなわけです。ですから、そこを正確に反映することは一番重要なことだろうと思いますので。ここはそういう意味で座長を中心にまた一部修正させていただく、そういうことでよろしゅうございますか、座長。

【手柴委員】確かに「観点から」というようなところの直接的な表現はご指摘のとおりだと思います。

【奥村会長】わかりました。ありがとうございます。それでは、それ以外のご質問ございますか。笠見委員。

【笠見委員】さっきと同じなのだけれども、5ページの評価の体制をきちんとやれとここにも書いてありますよね。特に農林水産分野の専門家に加えて現場段階やと云々と書いてありますね。これは先程の事業とはちょっと違って実用化技術開発だから、当然受け皿となる産業界とかそういうところがぴしっと入っていないとだめだというぐあいに思うのだけれども、委員の名簿というのはどういう人たちが今の評価委員になっていて、それがこういうぐあいにだめだからこうしろと、もう少し具体的に言ってほしいのですけれども。

【手柴委員】現在、評価の先生方等の名簿等は農林水産省から第2回的时候に質問の中で出していただいています。名簿等も私どもも見させていただきました、どちらかという農林水産関係の人が中心であったというふうな認識を持っております。机上資料の方で農林水産省の資料2の方に書かれているかと思えます。

【笠見委員】現場段階や、前の農林水産分野の専門家というのはだれのことを言っているのですか。大学の先生でしょうか。何となくこれだけだと何を強化していると言っているのかよくわからない。それが現場段階や関係する幅広い分野の専門家というのは何を言っているのか、もうちょっとわかるのかな。省庁の方は。だから現在の名簿があって、これをこういうぐあいにもっと変えないとだめだというのがきちんと向こうに伝わるようにしてほしいのだけれども。

【手柴委員】農林水産省とのやりとりの中では、かなりはっきり申し上げたつもりでいます。

【小林委員】私も同じことを思ったのですけれども、このところというのは、個別課題の採択審査とか中間評価とかというところなのですね。多分、領域設定というところでは、いろいろなステークホルダーといういろいろな人たちを巻き込んでいくことは必要なのだと思うのですけれども、この個別課題の審査というのはいわゆる事業、研究領域設定型とか現場提案型とかということを行っているのだと思うのですが、そうすると、ここは先ほどの案件とは違って、例えば現場提案型とか緊急対応型とか、緊急対応型は1年ですけれども、そうすると個別課題についていろいろな幅広い専門家を加えるとかというよりも、ここは非常にタクティカルな評価というのが必要なような気がしていて、何かこの部分はここと mismatch なのかなというような。

【奥村会長】この部分というのは。

【小林委員】今のところですね。第3パラグラフの5行目の後ろから個別課題の採択審査や中間評価、事後評価を実施する体制といったところです。領域の設定とかだといろいろなステークホルダーを巻き込んで検討する必要があると思うのですけれども、ここはかなり現実的な問題なので、そういうところは私も幅広い分野の専門家とは誰なのだろうと思ったのですけれども、ここで提案

されて、例えば机上資料の18ページのところで提案されているような、そういう人たちが非常に機動的に動いた方がよくて、研究機関とか研究の課題のタイプから見ると。ですから、ここをもう少し工夫なさった方がいいのではないかという印象を持ったのですけれども、いかがでしょうか。

【奥村会長】手柴委員、ご意見ございませんか。

【手柴委員】私どもが議論しましたのは、先ほど申しましたように、これの前の事業は平成19年度までやっていた「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」というもの、例えば課題の審査委員のリスト、評価委員のリストを出していただきました。その中で見ますと、ほとんどが農学関係で、工学とか例えば理学とか、あるいは医薬、薬学とか、そういう分野の方が課題の採択等にあっても、当然多様な観点から見るのでそういう方に入ってくださいことも必要だというのが多くの委員の先生のご意見です。それでここに入れました。ですから、今後の委員の方は、もちろん今リストをいただけるわけではございませんけれども、幸い前身となる事業がありましたので、その委員の名簿等を参考にさせていただいて、このままでは困りますということを申し上げたということです。

【奥村会長】補足しますと、机上資料の後ろの方にただいま座長のご説明のあった、これまでやってきた「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」の評価結果が載っている一覧表が載っていますが、これをごらんになっていただきますとおわかりのように、いろいろな課題を取り上げているのです。ですから、極端な例でいいますと、例えばバイオもあれば場合によってはロボットみたいなものもあるわけですが、現場で作業するロボットです。これは明らかに技術領域というのはかなり違うわけです。そういう意味で幅広いということがこの評価結果の中に一つ反映されているのではないかと。座長、それでよろしゅうございますね。

【手柴委員】はい。それで、例えば農林水産省から出していただいたところで、「イノベーション創出基礎的研究推進事業」の方になりますけれども、例えば机上資料38ページの今までやってきた審査体制ということで、例えば一次審査、二次審査等ありますと、見ますと農学系の方が1,160名、理工学系が65名とか、二次審査の方になりますと農学系の方が67名で工学系が1名しかいないとか、そういうような実態もわかりましたので、この辺を指摘したわけでありまして。それから会長からご指摘あったとおり、なかなか皆さんにどういふところにお金がどういふ形で配られているかということがわかりにくいと思われましたので、これの前進になる「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」のリストを出していただき、先ほど会長から補足いただいたような認識を、これを見ても思った次第です。

【中西委員】非常に議論が紛糾しまして、これだけまとめられるのは大変だったと思います。ただ、両方ともに抜本的な見直しが必要だと書いてあるように、根本的なところをもう少し具体的に出していただけたらと思います。この点を検討しなければいけないのではないかという感想でございます。

【奥村会長】何か座長、今のご発言に対してございますか。

【手柴委員】中西先生も検討会の委員をしていただきましたので、かなり中西先生を含めた意見というのはよくわかっていますので、そういう形で出したつもりではあります。もう一つは、かなり委員の先生方が主張したいことというのは農林水産省から出していただいた第2回目の評価検討会資料、提出資料、その中に実はかなり厳しくいろいろな質問をしております。これをもちろん参考にしていただけるのだらうというふうに私どもは期待しております。

【奥村会長】よろしゅうございますか。

【原山議員】1点だけ確かめたいのですけれども、6ページの真ん中のところに「アウトカムとその達成のためのロードマップをもとに」と書いてあるのですが、これは既に存在するものなのですか。それともこれも作れというふうな話なのでしょうか。

【手柴委員】農林水産研究基本計画という平成17年3月に作成されたものがあります。そここのところには、5年後、10年後というふうな形でアウトカムが明示されております。ただ、かなり年度ごととか、あるいはさらに詳細なものというふうには見受けられないという先生のご意見が多かったものですから表現としてその達成のためのロードマップをもとにということで、それを基本としてということでこういう表現にいたしました。それでよろしいですか。

【奥村会長】まだご意見があるかもしれませんが、以上でご審議を終わらせていただきたいと思います。それでは、本件につきましては、先ほどご指摘のありました5ページ目の2パラグラフの資金規模の拡充のくだりの表現について、再度座長を中心に検討させていただきたいと思います。確認事項としては以上だと思いますが。

表現でございますけれども、その前の農林水産省の政策、それから今回のただいまご議論いただいた実用化技術開発、いずれも本文の修正を必要としてございますけれども、この修正につきましては、座長を中心に私の方でご一任いただきたいと。座長を中心にご検討いただきますが、最後本会議用に提案する文書案につきましては、私にご一任いただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは、そうさせていただきたいと思います。

大変長い時間かかりましたが、以上3件、大変重要な政策についてご審議いただきました。手柴委員、それから古川委員におかれては、本当に大変な重責

を担われて、座長をお務めいただきありがとうございます。またご審議に参加していただいた、検討会に参加していただいた委員の先生方にも私の方から御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、本件に関する今後のスケジュールについて、事務局からご説明申し上げます。

【天野参事官】本日ご議論踏まえて一部修正の上取りまとめられましたものにつきましては、先ほど会長が冒頭ご案内申し上げましたように、次回の総合科学技術会議の本会議にかけるということで進めさせていただきます。なお、本会議の日程は決まっておりませんので、それらが決まりましたら先生方にご案内させていただきます、本会議にかける案についても、送付させていただきたいと思います。以上でございます。

【奥村会長】それでは、本日の議事、以上ですべてでございますが、配付資料は冒頭に事務局からご説明ありましたように机上配付の参考資料の非公開部分を除き原則公開になりますのでご承知置きいただきたいと思います。それ以外につきましては、事務局、次回の日程等ありましたら説明してください。

【天野参事官】ただいまの資料につきましては、非公開部分はございませんので、先ほど申しましたように、これを基本的に公表させていただくような手筈で進めさせていただきたいと思います。また、次回の日程でございますが、評価システム改革の推進方策の検討状況を踏まえまして、12月から1月にかけて開催させていただきたいというふうに思っております。またスケジュール調整をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【奥村会長】それでは、本日はこれで閉会にさせていただきます。大変遅くまで本当にありがとうございます。

—了—